

今回の契約保証金に関する不明金につきまして、この様な事案が発生いたしました事に対し心から深くお詫び申し上げます。

「不明金の概要とこれまでの経緯」につきましては、前のページに掲載させて頂きましたとおりです。垂水市として警察と連携しながら対応しておりますが事案が判明してから約3年が経過した現在も原因究明に至っておりません。

関係職員への人権侵害・名誉棄損等に十分配慮する必要があった為、慎重に対応してまいりましたが、結果として市民の皆様への公表が遅れました事に対しましてお詫び申し上げます。

私自身この事を踏まえ、事案の解決に至っていない事を大変厳しく、重く受けとめております。市の責任者である私が現時点で一定の責任を取る必要があると判断いたしました。

具体的には、不明となっている285万円に見合う金額を、私の責任において対応させて頂きたいと考えております。まずは私の給与の30%を3ヶ月減額させて頂きます。

その後、残りの不足額も必ず対応させて頂きたいと考えております。

今後、事案の解決に全力を尽くし事実が解明された時点で、私の責任を含め関係者の対応を改めてお示しさせて頂きたいと思っております。

不明金の概要とこれまでの経緯

平成29年12月から平成30年3月までに納付された契約保証金※1のうち、総額285万3,560円（4件分）が不明となっている事案について、その概要やこれまでの経緯、再発防止策についてお知らせいたします。

■ 概要とこれまでの経緯について

令和元年5月22日

会計課にて契約保証金を返還しようとしたところ、指定金融機関より残高不足との連絡があり、原因調査を実施
その結果、収入処理（一時預かり）していない契約保証金に対し、返還（支出）している事例が4件あることが判明

令和元年6月～8月

市が調査を実施するも問題解決には至らず

令和元年8月

顧問弁護士に相談

令和元年11月15日

警察署に被害届を提出

令和4年4月28日

市議会全員協議会で議員に報告



▲ 特別委員会の様子

令和4年6月10日

契約保証金検査特別委員会設置

令和4年9月2日

第1回同特別委員会開催



▲ 答弁する尾脇雅弥市長

令和4年10月18日、19日

第2回同特別委員会開催

令和4年10月21日

市議会臨時会で、11月から任期が終了する1月までの3か月間の市長給与を30%減額する条例案を提出し可決

■ 事案発生後の再発防止策について

- ・ 契約保証金や住宅敷金などの大口なものについて、金融機関窓口での納入を徹底
- ・ 契約保証金や住宅敷金などについて、1件ごとに事前の調定※2を徹底
- ・ 各収納に対する払出を台帳化し、漏れや間違いを防止 など

※1 契約保証金とは、公共工事の請負契約締結において、請負者の義務の履行を確保するために、請負者が発注者に納付する担保金のごとで、契約金額の10%以上としており、工事完了後、全額返金するものです。

※2 調定とは、歳入を徴収しようとする場合において、内容を調査し収入金額を決定することです。原則として、納入の通知および収納に先だっています。